銚子市公共下水道事業

公営企業会計システム構築及び公営企業会計移行支援業務

仕 様 書 (案)

平成30年1月

千葉県 銚子市

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、銚子市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する「銚子市公共 下水道事業公営企業会計システム構築及び公営企業会計移行支援業務」(以下「本業務」 という。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、銚子市公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)に地方公営企業法の適用(以下、「法適用」という。)を行い、公営企業会計へ移行することに伴い、財務会計業務を行うために必要なシステムを構築すること、及び公営企業会計移行事務について専門的見地から指導、助言及び必要な資料作成等を行い、別途実施中(平成30年3月完了見込)である固定資産調査・評価業務と連携して適切かつ円滑な公営企業会計移行を支援することを目的とする。

(法適用の概要)

第3条 法適用の概要は次のとおりとする。

法適用事業会計:下水道事業特別会計

法適用対象事業:

公共下水道事業(特定環境保全公共下水道を含む)及びコミュニティプラント

法適用予定日:平成32年4月1日

法適用範囲:全部適用(管理者非設置・水道部局との統合を前提とする)

(履行期間等)

第4条 本業務の履行期間等は次のとおりとする。

履行期間:契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

公営企業会計システム稼働開始日:平成31年10月1日

公営企業システム保守(第22条(4))期間:平成31年10月1日から平成32年3月31日まで

条例・規則等の制定・改正資料提出日:平成31年3月中間検査実施日

(準拠法令等)

- 第5条 本業務は、本仕様書によるほか、次の各関係法令等に基づき実施するものとする。
- (1) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)
- (2) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)
- (3) 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)

- (4) 地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号)
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)
- (7) 地方財政法(昭和23年法令第109号)
- (8) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)
- (9)消費税法(昭和63年法律第108号)
- (10) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- (11) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (12) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知
- (13) 下水道事業における企業会計導入の手引き (公益社団法人日本下水道協会)
- (14) 下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル (総務省)
- (15) その他関係法令、例規、規定等

(業務計画)

- 第6条 受託者は、本業務の実施にあたり委託者と十分な協議を行い、次の各号に揚げる 書類を委託者に提出しなければならない。
- (1)業務工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者通知書及び従事者名簿(管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者)
- (4)業務計画書
- (5) その他委託者が必要と認める書類

(管理技術者・担当技術者および照査技術者等)

- 第7条 受託者は、本業務の特質を考慮し、公営企業会計及び下水道事業のそれぞれについて、専門的知識と経験を有する管理技術者、担当技術者および照査技術者を配置するものとする。
- 2 管理技術者は、業務全般の管理責任者として、公営企業会計移行業務に精通し、十分 な技能と経験を有するものでなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと 認められたとき、委託者は受託者に対して担当者の変更を求めることができる。
- 3 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、公営企業会計移行業務に精通し、十分な 技能と経験を有する者でなければならない。
- 4 照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

(公認会計士の配置)

第8条 受託者は、公営企業会計移行業務及び地方公営企業会計に関する専門的知識と経 験を有する公認会計士有資格者を配置し、本業務に係る相談及び指導を受けられるよう にすること。この指導及び助言は、委託者の状況を公認会計士有資格者が熟知したうえ で行うものとする。また、公認会計士有資格者は委託者の要請により協議等に参加する ものとする。

(打合せ及び報告)

- 第9条 受託者は、本業務の主要な打合せにあたっては、管理技術者及び関係者を同席させ、委託者と十分に協議するものとする。
- 2 前項の打合せは原則として、年度ごとに業務着手時、中間、成果品納入時に行うものとするが、必要に応じて又は委託者の要請に応じて適宜実施するものとする。
- 3 打合せ内容について、受託者は打合せの日から10日以内に「打合せ記録簿」を作成し、 委託者と受託者で確認のうえ、それぞれ一部を保有するものとする。
- 4 本業務の実施中、受託者は「作業月報」を毎月作成し、翌月10日までに委託者の確認 を受けるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 本業務に伴い事故等が発生した場合、所要の措置を講ずるとともに、事故発生 の原因、経過及び内容などについて、直ちに委託者へ報告しなければならない。
- 2 前項において生じた損害は、委託者の責任による場合を除き、受託者の責任において 解決し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

(関係官公庁等の手続き)

- 第11条 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、受託者は遅滞なくその旨を委託者に報告するものとする。
- 2 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、委託者と受託者で協 議のうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。

(疑義)

第12条 本業務の実施にあたり、若しくは実施中に本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(検査)

第13条 受託者は、本業務の工程ごと及び業務完了後に委託者の検査を受けるものとし、 委託者から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やか に修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。

(委託料の支払い)

第14条 委託者は、前条の検査を実施し受託者が合格した場合は、出来高に応じて委託 契約書で定める支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

(契約変更)

第15条 委託者及び受託者は、本業務において仕様書の内容に変更が生じた場合には、 相手方に報告し、双方で協議のうえその必要があるときは契約変更を行うものとする。

(成果物の帰属・著作権)

第16条 本業務の成果品やデータ等に関する所有権は委託者に帰属し、受託者は、委託者の承認を受けずに第三者に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、システム等のプログラムに関する著作権は除くものとする。

(守秘義務)

第17条 受託者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、委託者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

(資料の貸与及び返却)

第18条 受託者は、本業務の実施により必要な資料の収集を行う場合は、委託者が保有 する資料等を所定の手続きを経て借用することができる。ただし、資料等は、借用期間 経過後又は本業務完了後速やかに返却しなければならない。

(かし等)

第19条 受託者は、本業務完了後といえども受託者のかし等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに委託者の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

第2章 公営企業会計システム構築

(業務概要)

第20条 下水道事業への地方公営企業法適用にあたり、公営企業財務会計業務を適切かつ効率的に実施するための公営企業会計システムの構築及び導入を行い、稼働後の保守及び運用支援を行うものとする。

(調達内容)

第21条 本業務にて導入するシステム及びライセンス数等は次のとおりとする。なお、

クライアントPCやプリンタは庁舎既設のもを使用するものとする。

公営企業会計基本システム 5ライセンス

※調達内容に、固定資産システム、貯蔵品システム、企業債管理システムは含まないものとするが、導入しようとする公営企業会計システム基本パッケージから除外することができない場合は除外する必要はなく、また使用可能な状態とすることも必要としない。ただし、導入しようとする公営企業会計システムは当該固定資産システム等に依存せず、単独で機能するものでなければならない。

(調達内容の詳細)

- 第22条 調達内容の詳細は次のとおりとする。
- (1) システム要件
 - ①WEB 環境で動作するシステムであること。
 - ②「地方公営企業法」等の関係諸法令に基づいたシステムであること。
 - ③平成26年度施行の地方公営企業新会計制度に対応したシステムであること。
 - ④地方公共団体情報システム機構(以下、「J-LIS」という。)における総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を利用したクラウド型システム(以下、「LGWAN-ASP」という。)であること。
 - ⑤J-LIS における LGWAN-ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録 されていること。
 - ⑥受託者自身が開発・販売を行うシステムであること。
 - ⑦システム入替の際に、容易に新規に導入するシステムにインポートするためのデータのエクスポートが行えること。
 - ⑧システム稼動後は訪問及びリモートの両者によるサポートが可能であること。また、 委託者から要請があった場合は、訪問により立会作業を行うこと。
 - ⑨その他、本業務で導入する公営企業会計システムに求める要件は別紙「公営企業会 計システム機能要件書」のとおりとする。

(2) データセンター

- ①データセンターは LGWAN-ASP ファシリティサービスとして認定されている施設 であること。
- ②データセンター側の回線は、LGWAN-ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- ③災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ④システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑤クライアントパソコンの OS のバージョンアップ等に対応できること。
- ⑥サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。

(3)システム導入に関する作業

①システムインストール

公営企業会計システムを使用する庁舎既設置のパソコンに対して、公営企業会計システム及び関連するソフトウェアのインストール及びセットアップを行うこと。

②データ構築・データ移行

システムを稼働させるために必要なデータ構築を行うこと。なお、導入する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、委託者と協議のうえ、 受託者にて作成すること。

- ③その他必要な関連機器、ソフトウェア等については、過不足なく選定すること。
- ④上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(4) システム保守

①アプリケーション保守

必要に応じ、システムバージョンアップを行うこと。また、法改正等によりシステム改修が必要になった場合は対応すること。

②サポート保守

ア システムの操作方法、エラーの回避方法、設定の変更方法等の委託者からの照会に対応すること。

イ 職員の異動等に伴い必要になるパソコンのセットアップを行うこと。

ウ 委託者の求めに応じ、システムの操作説明を実施すること。

第3章 公営企業会計移行支援業務

(支援項目)

第23条 受託者は、委託者に対して次の各号に揚げる支援を行う。

- (1)組織・体制の検討
- (2) 関係部局との調整
- (3)条例、規則等の制定及び改廃
- (4) 金融機関の指定等
- (5) 予算科目及び勘定科目の設定
- (6) 法適用年度の予算調整
- (7) 開始貸借対照表の作成
- (8) 打切決算
- (9) その他必要な支援

(組織・体制の検討)

第24条 受託者は、法適用後の組織及び体制に関する検討支援を行うものとする。

(関係部局との調整)

第25条 公営企業会計に移行するために必要となる事務ごとの関係部局を抽出し、企業 会計移行までに必要となる内部の協議・調整を支援するものとする。

(条例、規則等の制定及び改廃)

第26条 下水道事業に地方公営企業法を適用するために新たに制定、若しくは改定、廃止が必要となる条例及び規則等について、その洗い出しを行い、条例、規則等の制定改廃に関する方針検討、説明資料の作成等に関する支援を行うものとする。また、制定又は改定が必要な条例及び規則等については、その原案を提示するものとする。

(金融機関の指定等)

第27条 出納事務に関して、指定した銀行等の金融機関に公金の収納及び支払い事務の 一部を取り扱わせ又は公金の収納の事務の一部を取り扱わせるための手続き等の支援を 行うものとする。

(予算科目及び勘定科目の設定)

第28条 受託者は、委託者の下水道事業内容と資産内容に基づき、予定される予算経理 及び仕訳を整理するとともに、予算科目及び勘定科目の設定に関する支援を行うものと する。

(法適用年度の予算調整)

- 第29条 受託者は、法適用開始年度の予算調整に関する支援を行うものとする。主な業務は以下のとおりとする。
 - (1)予算書の記載事項の整理
- (2) 現行会計予算と公営企業会計予算の相違点の整理
- (3) 一般会計繰入金の整理
- (4) 企業会計方式で新たに発生する経費の整理
- (5) 予算の実施計画の作成
- (6)特例的収入及び支出の整理
- (7) 補てん財源の整理
- (8) 経費負担区分の整理
- (9) 予定キャッシュ・フロー計算書の作成
- (10) 資金計画の作成
- (11) 外部説明に必要な資料の作成

(12) その他(業務に係る質疑応答等)

(開始貸借対照表の作成)

- 第30条 受託者は、法適用する開始時点の貸借対照表の作成に関する支援を行うものと する。主な業務は以下のとおりとする。
- (1) 法適用前年度における見込決算書の作成
- (2) 見込み決算に伴う未収金、未払金及び引継金の整理
- (3) 法適用前年度の打切決算時における歳入不足による一時借入金の整理
- (4)予算繰越等の整理
- (5) 開始貸借対照表における残高の整理
- (6) 外部説明に必要な資料の作成
- (7) その他(業務における質疑応答等)

(打切決算)

第31条 受託者は、法適用開始前年度の下水道事業特別会計の打切決算に関する支援を 行うものとする。また、外部説明に必要な資料の作成を行うものとする。

(その他必要な支援)

- 第32条 受託者は、その他以下に示す移行事務手続きについても支援を行うものとする。
- (1) 事務引き継ぎ(事務引き継ぎ書等の作成)
- (2) 所管税務署との調整
- (3) 地方公営企業法適用状況異動報告書の作成
- (4) その他委託者が必要とし、受託者が承諾する支援

第4章 成果品

(成果品)

- 第33条 本業務の納入成果品は次の各号の通りとする。
- (1)業務報告書1部
- (2) 予算科目及び勘定科目一覧表 (案) 1式
- (3) 新予算に関する説明書等(案)1部
- (4) 予定貸借対照表及び開始貸借対照表(案)1部
- (5)条例、規則等の制定又は改定原案及び関係資料 1式
- (6) 打合せ記録簿1式
- (7)協議の上必要となる資料等1式

- (8) 公営企業会計システム(操作マニュアル含む) 5ライセンス
- (9) 上記電子データ1式

(納品場所)

第34条 本業務の成果品納入場所は次のとおりとする。 銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所 なお、納入場所については変更が生じる場合がある。